

# 中国における共同侵害 及び特許間接侵害



梁 熙艶

(Liang Xiyan)  
三協国際特許事務所  
法学博士 中国専利代理人

中国における特許間接侵害者への責任追及は、民法通則130条で定められている共同侵害の法理が法的根拠となる。特許法に間接侵害に関する規定が設けられていないため、共同侵害の法理を特許間接侵害案件に適用する際に、間接侵害の対象及び成立要件の運用基準にばらつきが生じている。

## I はじめに

侵害形態が特許のクレーム解釈によって確定される範囲に属しないけれども、これをそのままに放置しておく、特許権の保護が全うされない場合がある。これを配慮して、多くの国では特許法に間接侵害の規定を設けている。一方、特許法に間接侵害に関する規定が設けられていない国であっても、裁判実務において、民法の共同侵害の法理を法的根拠として、特許間接侵害者への責任追及に適用されている。中国はどのような姿勢で特許間接侵害に臨んでいるかが、中国で特許権を多数保有する日本の権利者(注1)にとって大きな関心事である。本稿は、まず、第II節を通じて、中国における特許間接侵害の法的根拠を解説する。そして、第III節において、人民法院が今まで下した特許間接侵害に関する七つの裁判例を取り上げる。最後に、第IV節では、中国における特許間接侵害の成立要件について、日本特許法101条に規定される間接侵害行為の類型に照らして、上記七つの裁判例で判示した基準及び中国国内の学者らの観点等を考察することによって、日本における運用との相違点を明確にすることを試みる。

## II 中国における 特許間接侵害の法的根拠

中国特許法11条第1項では「発明及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段に定めがある場合を除き、いかなる機関又は組織又は個人も特

許権者の許諾を得ずに、その特許権を実施してはならない。即ち、生産経営の目的でその特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入し、又はその特許方法を使用し、その特許方法により直接得られた製品を使用、販売の申出、販売、輸入してはならない」と規定されている。

所謂「特許製品」、「特許方法」とは、特許請求の範囲における請求項でクレームする保護の対象を指す。言い換えれば、請求項でクレームしていない対象は特許法による保護が図れない。つまり、現行中国特許法には間接侵害に関する規定がない。

### 1 民法通則130条に規定される 共同侵害

しかし、ある実施行為は特許製品又は特許方法を直接侵害する行為に該当しないが、その実施行為が他人にその特許の実施を教唆、扇動、誘導する行為に該当する場合、この行為に侵害責任を追及しないと、特許権への十全な保護が図れない。

中国国家知識産権局条約法規司 司長 尹新天氏は、著書(注2)で「わが国の現行特許法には特許の間接侵害に関する規定はないが、中華人民共和国民法通則(以下、民法通則と略称) 130条及び最高人民法院が頒布した「中華人民共和国民法通則を徹底的に実行することに関する若干問題の意見」(以下、司法解釈と略称) 148条では共同侵害行為に関する規定が規定されている(注3)。特許法の上位法である民法通則及びその司法解釈の規定は特許間接侵害の責任追及の法的根拠となる。民法通則130条

「二人以上の者が共同して権利を侵害し他人に損害を与えた場合には、連帯して責任を負わなければならない」

## 司法解釈148条

「他人に対して侵害行為の実施を教唆、幫助した者は共同侵害者であり、連帯して民事責任を負わなければならない」

司法裁判においては、人民法院は、山西省高級人民法院が1993年に下した最初の間接侵害を認容した判決をはじめ、裁判実務において現れた間接侵害に係る案件に上記民法通則130条及び司法解釈148条に規定される共同侵害の法理を適用し、幾つかの判決を下した。

目下、中国特許法には間接侵害に関する規定は設けられておらず、民法通則130条で規定される共同侵害の法理が特許間接侵害案件に適用される法的根拠となっている。

## 2 民法通則134条に規定される民事責任

日本の読者にとって、民法通則の規定を適用して、仮に間接侵害が成立した場合であっても、間接侵害行為を差し止めることが図られるかとの疑問が残されている。なぜならば、日本では、旧法（大正10年法）時代、間接侵害に関する規定は特許法になく、特許侵害の予備的又は幫助的行為は専ら民法719条の共同不法行為の対象として扱われていた。しかし、共同不法行為が認定されても、損害賠償を請求できるが、差止請求が認められなかった。現行特許法（昭和34年法）に間接侵害に関する規定101条を新設することによって、間接侵害に対する差止請求が図られるようになった経緯がある。

これに対し、中国では、民事責任を負う主な形態は、民法通則134条（注4）で規定されている。侵害の差止、損害の賠償が民事責任を負う主な形

態に含まれているため、中国では、特許法に間接侵害に関する規定がなくても、共同侵害で、連帯して民事責任を負わせることによって、間接侵害行為の差止が図られる。これは日本と異なっている。

このように、中国では、特許法に間接侵害に関する規定がなくても、民法通則で規定される共同侵害の法理が特許間接侵害案件の裁判に適用され、間接侵害が成立する場合には、民法通則134条の規定に基づき、間接侵害行為の差止が図られる。

## 3 特許法への間接侵害規定導入の先送り

間接侵害の規定を特許法に導入する専門的立法が必要かについて、中国国内の学者及び実務家らは、活発に議論してきた。清華大学法学院王兵教授の研究チームが中国国内の学者及び実務家に対して行ったインタビュー記録（注5）によれば、主に三つの見解が存在している。

見解一、特許間接侵害制度の存在に賛成し、且つ、特許間接侵害の規定を特許法に導入すべき

当該見解の理由①特許間接侵害制度は他の制度が代替できない制度機能及び規範目的を備えている。②間接侵害を特許法において規定することは国際条約に強制的に要求されていないが、殆どの発達国家の特許法に関連の規定が設けられており、その国の特許保護レベルを示している。③特許間接侵害行為は現に存在し、司法裁判例も以上、法律をもって当該行為を規範すべきである。

見解二、特許間接侵害制度の存在に賛成するが、特許間接侵害の規定を特許法に導入する必要がなく、司法裁判の運用に委ねるべき

当該見解は特許間接侵害制度の存在理由につい

ては前記見解一と似ているが、特許間接侵害の規定を特許法に導入する必要があるかについては、前記見解一と異なっている。当該見解の理由①特許間接侵害に含まれる具体的侵害行為は我が国の侵害行為法理論における共同侵害と共同危険によって殆どカバーできており、専門的立法の必要がない。②法院は幾つかの裁判例をすでに経験し、特許間接侵害行為の認定及び責任追及は民法通則の適用により、基本的に対応可能である。

見解三、特許間接侵害制度の存在に否定的であり、特許間接侵害の規定を特許法に導入する必要がない

当該見解の理由①間接侵害を特許法において規定することは国際条約に強制的に要求されていない。我が国は国際条約の要求以上に特許権を保護する政策をとる必要がない。②特許間接侵害の成立要件は裁判官に拡張的に適用され、特許制度の初志から乖離する恐れがある。③直接侵害行為が発生していない場合は、間接侵害行為による市場への影響がない。④間接侵害の裁判例は特許侵害の裁判例に占める割合が極めて少ないため、コストをかけて立法する必要がない。⑤特許間接侵害の成立要件に対する合理的境界線の定めが困難であり、経験を積み重ねておかないと、そのボーダーラインを明確に定めることはできない。

国家知識産権局は2008年に行われた第三次特許法改正の前の2005年に、法改正に取り上げるべき各テーマに対し、研究プロジェクト担当の公開募集を行った。研究プロジェクトを担当した国内の学者、実務家らは「特許法」及び「特許法実施細則」に関する第三次法改正の特定テーマに関する研究レポート（上巻、中巻、下巻）計260万字を発表した。そのうち、特許間接侵害を

テーマとする三つの研究レポート(注6)では、全て、特許間接侵害に関する規定を特許法に導入すべきと提案していた。

ところが、中国国家知識産権局は、2008年に行われた第三次特許法改正の法改正案の提案段階において、間接侵害の規定を法改正案に盛り込まなかった。その理由を下記のように説明している。

「間接侵害の規定を特許法に導入することは、特許の保護を特許技術と関連するものの、それ自身が特許法に保護されない製品まで実質的に拡大することに等しい。特許間接侵害は特許権者の利益と公衆利益との間のとても敏感なグレーゾーンに入っており、当該規定の制定に少しでも不適切があれば、公衆の従来技術を利用する自由が奪われることになる。特許間接侵害行為については、民法通則に規定される共同侵害の規定に基づいて救済を求めることができる。依って、現時点で、特許法に間接侵害の規定を設けることは時期尚早である。」

つまり、中国国家知識産権局は、特許間接侵害行為に対し、現行の法体系で救済不可能でもないため、グレーゾーンにある間接侵害の成立要件を特許法に明確に規定する重い責務を先送りにした。

### Ⅲ 共同侵害の法理が適用された特許間接侵害の裁判例

中国では、間接侵害に関する裁判例は、司法裁判において現れた具体的案件を対処する過程において生まれたものである。特許侵害と訴えられることを回避するため、一部の行為者は請求項に記

載されている一部の技術的特徴しか実施せず、又は請求項に記載されている技術的特徴を分業してそれぞれ実施することで、特許侵害を回避している。人民法院は、このような案件に対し、民法通則130条及びその司法解释148条で規定される共同侵害の法理を適用して裁判を行ってきた。

今まで、人民法院が判決を下した特許間接侵害紛争案件は、インターネットで公表された裁判例及び国内外の学者、実務家が発表した論文で取り上げられた裁判例を含めると、約9件ある。そのうち、日系企業が一方の当事者(原告)となった案件は3件あり、複数の者が分業して特許製品(方法)を実施した案件は2件ある。この2件の裁判例は典型的な共同侵害案件であり、本稿で検討する特許間接侵害とは異なる視点のものであるため、これらの裁判例を注釈(注7)で纏めるが、詳細な検討はここで割愛する。

以下、人民法院が今まで下した間接侵害に関する七つの裁判例の概略を裁判時間順に纏め、第IV節の中国における特許間接侵害の成立要件の検討資料に供する。

裁判例1 山西省高級人民法院が下した間接侵害を認容した裁判例

(1993)晋経終字第152号民事判決

上訴人(原告) 太原重型機器工場

係争実用新案権の権利者

被上訴人1(被告) 太原電気システム工程公司

被上訴人2(被告) 陽泉石炭電気設備第二工場

係争実用新案権は磁鏡式直流電弧炉に係るもので、被疑侵害品は磁鏡式直流電弧炉に使われている磁励起コイルである。

被上訴人1は上訴人の職務発明者が退職したあ

と顧問として迎え、上訴人の取引相手である台湾の会社から磁励起コイルの委託生産を受けた。被上訴人1はさらに被上訴人2に委託して生産させた。

第一審法院は、被疑侵害品が係争実用新案権の請求項に記載されている構成要件を充足しないため、権利侵害を否定する判決を下した。

第二審法院は、「被上訴人らは上訴人(権利者)の許可を得ずに、台湾の会社に実用新案製品の核心部品である専用部品(磁励起コイル)を製造しているの、他人に直接侵害を誘発する主観的故意があり、且つ、被上訴人らの行為は直接侵害行為と明らかな因果関係がある」と認定し、間接侵害を認容する判決を下した。

第二審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

1-1 被疑侵害品は実用新案製品の核心部品である。

1-2 被疑侵害品は実用新案製品の製造のみに用いられている専用部品である、

1-3 他人に直接侵害を誘発する主観的故意がある。

1-4 間接侵害行為は直接侵害行為と明らかな因果関係がある。

裁判例2 蘭州市中級人民法院が下した間接侵害を認容した裁判例

(判決番号、年代不明)

原告1 蘭州鉄道局科学技術研究所

係争発明特許権の権利者

原告2 海竜設備工場、独占的实施権者

被告 北京躍特環境保護設備工場

係争発明特許は、連続式イオン交換処理方法に係るものであり、被疑侵害品は水軟化交換器である。

第一審法院は、「係争発明特許は特許方法をクレームしており、被告が生産する設備を使用すれば、この設備の使用は上記特許方法を必然に実施することになる。被告は特許方法の実施のみに用いる設備を製造、販売し、当該専用設備を特許方法を使用する業者又は個人に提供した。原告は直接侵害者を被告としていないが、その直接実施行為は生産経営の目的で特許方法を使用したわけでもないため、特許法の規定に基づけば侵害行為に該当しない。被告は原告に明らかな損害をもたらしたため、間接侵害による責任を負うべきである。また、被告の製品取扱書に特許方法の使用に関する教唆があり、これは被告に主観的故意があることを証明している」と認定し、間接侵害を認容する判決を下した。

第二審では、本案件が和解となった。

第一審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

- 2-1 直接侵害の存在が前提となり、間接侵害者に単独に侵害責任を負わせることは法律の規定に排除されていない。
- 2-2 被告が生産、販売した設備は原告の特許方法の実施のみに用いられている専用品である。
- 2-3 直接侵害者となる使用者に方法特許の侵害を教唆する故意がある。

裁判例3 山東省高級人民法院が下した間接侵害

を否定した裁判例

(判決番号は不明、年代は1998年頃と推測)  
 上訴人(原告) 劉雪華 係争実用新案権の権利者  
 被上訴人1(被告) 濟南開發区金環ボイラ研究所  
 被上訴人2(被告) 濟南新正エネルギー設備有限公司

係争実用新案権は、多機能均一分層燃焼装置に係るものであり、被疑侵害品はZFG型ボイラ分層石炭供給機である。

第一審法院は、被疑侵害品が係争実用新案権の請求項に記載されている構成要件を充足していないため、実用新案権の侵害を否定する判決を下した。

第二審法院は、「被疑侵害品であるZFG型ボイラ分層石炭供給機は、係争実用新案権がクレームする石炭削り板という必要な技術的特徴を欠いており、係争実用新案権の多機能均一分層燃焼装置の核心的部品ではない。一步を譲って、たとえZFG型ボイラ分層石炭供給機が多機能均一分層燃焼装置の核心的部品であっても、多機能均一分層燃焼装置のみに用いる専用品ではない。また、ZFG型ボイラ分層石炭供給機を従来のボイラに使用(たとえ、その使用が業として)したとしても、実用新案権の直接侵害にならないため、直接侵害の事実が存在していない」と認定し、間接侵害を否定する判決を下した。

第二審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

- 3-1 間接侵害は直接侵害の存在が前提となる。
- 3-2 被疑侵害品は実用新案製品の製造のみに用いられている専用品である。
- 3-3 被疑侵害品は実用新案製品の核心的部品である。

裁判例4 北京市高級人民法院が下した間接侵害を認容した裁判例

(判決番号は不明、年代は2003年頃と推測)  
 上訴人(原告) 北京英特萊特殊紡織有限公司  
 係争実用新案権(ZL00234

256.1号)の権利者

被上訴人(被告) 北京東鉄熱セラミック有限公司  
 係争実用新案権は「耐火纖維複合防火隔热カーテン」に係るものであり、被疑侵害品は「防火カーテン」である。

上訴人は、2001年7月14日の「人民公安新聞」に、耐火纖維複合防火隔热カーテンの構造を説明し、自身がZL00234256.1号実用新案権の権利者であるので、許可を得ずに当該実用新案製品を製造、販売する行為を直ちに停止せよ、との声明文書を掲載した。

第一審法院は、間接侵害を認容する判決を下した(判決文を入手できなかったため、判決理由を確認できていない)。

第二審法院は、「被疑侵害品を係争実用新案権の請求項と比較すると、被疑侵害品は単に連接ネジ及び薄鋼帯を欠いているだけである。連接ネジ及び薄鋼帯が取付られていない防火カーテンは実用新案製品の製造のみに用いる半製品である。被上訴人は上訴人が声明文書を掲載したあと、引き続き、係争実用新案製品の製造のみに用いる半製品を製造、販売し、且つ、他の業者に販売している製品に連接ネジ及び薄鋼帯を取り付ける必要があると告知したとして、他人に実用新案権の侵害を教唆する主観的故意がある」と認定し、第一審判決を維持するとともに、間接侵害を認容する判決を下した。

第二審法院の上記判示内容から、本案件において

て、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

4-1 被疑侵害品は実用新案製品のみ用いられている半製品である。

4-2 他人に係争実用新案権の侵害を教唆する主観的故意がある。

4-3 直接侵害の存在を前提とする（他の業者に被疑間接侵害品を販売したため）。

裁判例5 上海市第一中级人民法院が下した間接

侵害を認容した裁判例

(2003) 上海一中民五(知)

初字第212号民事判決

係争実用新案権は「ミシン用布を張る装置の取付装置」に係るものであり、被疑侵害品は「TBJ-2型同歩牽引機」である。

第一審法院は、「TBJ-2型同歩牽引機をミシンに取り付けると、係争実用新案権の「ミシン用布を張る装置の取付装置」の全ての技術的特徴を充足することになる。被告はTBJ-2型同歩牽引機がミシンに取付ける以外にその他の独立した用途を有することを立証できていない。また、被告らは、その製品取扱書において、当該同歩牽引機はあらゆる種類のミシンに使用できると明確に説明し、且つ、同歩牽引機とミシンの取付方法については図面を示しながら詳細に説明したため、他人に直接侵害行為を誘発する主観的故意がある。購入した「TBJ-2型同歩牽引機」をミシンと組み合わせて使用又は販売することは、他人にとって、容易に考えられる。被告らの「TBJ-2型同歩牽引機」を生産、販売行為は、直接侵害を惹起させるものであり、間接侵害の責任が免れない」と認定し、間接侵害を認容する判決を下した。

第一審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

5-1 被疑侵害品は実用新案製品の実施のみに用いられている他の用途がない専用品である。

5-2 他人に直接侵害行為を誘発する主観的故意がある。

5-3 間接侵害行為は他人による直接侵害を惹起させるものである。

裁判例6 江蘇省高級人民法院が下した間接侵害

を認容した裁判例

(2005) 蘇民三終字第014号民事判決

上訴人(原告) 組合化学工業株式会社

庵原化学工業株式会社

発明特許権(ZL92112424.4

号)の共有権利者

被上訴人(被告) 江蘇省ホルモン研究所有限公司、

江蘇省ホルモン研究所実験第4

工場

第一審法院は、直接侵害を認めた上で、間接侵害を否定する判決を下した。

第二審法院は、「ビスピリバックナトリウム塩はビスピリバックナトリウム塩化合物の活性成分であり、係争発明特許に係る化合物を調製するための核心的成分である。係争発明特許に係る化合物を調製することがビスピリバックナトリウム塩の唯一の商業的用途であるか否かについて、原告らは唯一の商業的用途であると主張し、被告らはほかの用途があると答弁した。「ビスピリバックナトリウム塩にはほかの用途がない」ことは、消極的事実であり、被告らはビスピリバックナトリウム塩にはほかの用途が一つでもあることを証明できれば、

立証責任を果たしたと言える。公平の原則及び当事者の立証能力を考慮すれば、証明すべき事実に対する立証責任は被告らにある。原審は当該立証責任の分配に誤りがあり、是正すべきである。被告らは、当法院によって立証責任を改めて分担させた後に定められた立証期間内に関連の証拠を提出できなかったため、立証不能の不利な結果を負わなければならない。よって、ビスピリバックナトリウム塩は、係争発明特許に係る化合物を調製するためのみに用いる核心的な成分である」と認定し、間接侵害を認容する判決を下した。

第二審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件全てを満たすことが条件であると読み取れる。

6-1 被疑侵害品は係争発明特許の実施のみに用いられているほかの用途がない専用品である。

6-2 被疑侵害品は係争発明特許に係る化合物の核心的成分である。

本案件において、直接侵害者と間接侵害者とは同一当事者であるため、間接侵害は直接侵害の存在を前提とするか、間接侵害者に主観的故意があったかは争点となっていなかった。

裁判例7 浙江省高級人民法院が下した間接侵害

を否定した裁判例

(2005) 浙民三終字第145号民事判決

上訴人(原告) 株式会社シマノ

発明特許権(ZL94102612.4

号)の権利者

被上訴人(被告) 寧波市日聘工贸有限公司

係争発明特許はリメディレーラ用ブラケットをクレームしており、審査過程において、新規性、

進歩性を主張するために、構造的特徴（フォークエンド部を有する車体フレーム）に、装着的特徴（車体フレームのフォークエンド部の延長部に装着されること）が加えられた。被疑侵害品は請求項における構造的特徴を充足するが、装着的特徴を欠けている。

第一審法院は、侵害を否定する判決を下した。

第二審法院は、「被疑侵害品は係争発明特許の構造的特徴を充足するが、被上訴人は装着行為を行っていない。上訴人は被疑侵害品が係争発明特許の実施のみに用いる専用品であると主張したが、当該被疑侵害品は係争発明特許の装着方法以外の他の方法により装着できるため、その主張が認められない。さらに、間接侵害の成立は直接侵害が存在することを前提としている。被疑侵害品は装着的特徴を充足していないため、係争発明特許の保護範囲に属さない」と認定し、間接侵害を否定する判決を下した。

第二審法院の上記判示内容から、本案件において、間接侵害の成立は下記要件を満たす必要があると読み取れる。

7-1 被疑侵害品は係争発明特許の実施のみに用いられているほかの用途がない専用品である。

7-2 間接侵害の成立は直接侵害の存在が前提となる。

## IV 中国における特許間接侵害の成立要件

中国では、特許法に間接侵害に関する規定がないため、人民法院は、間接侵害に関する案件を裁判する際に、上記七つの裁判例から分かるように、

民法通則で規定される共同侵害の法的要件を特許間接侵害に適用して裁判を行っている。そのため、特許間接侵害の成立要件のうち、一部の成立要件に関しては、明確な基準がなく、案件によってその基準にばらつきが生じている。そうは言っても、中国では現に特許間接侵害案件がある以上、間接侵害の成立要件を把握し、明確になった基準と明確になっていない基準とははっきりさせた上で、中国での権利行使に臨むことが望まれる。本節では、中国における特許間接侵害の成立要件について、日本特許法101条に規定された間接侵害行為の類型に照らして、上記七つの裁判例で判示した基準及び中国国内の学者らの見解等を考察することによって、日本における運用との相違点を明確にすることを試みる。

### 1 間接侵害の類型

日本特許法では、特許間接侵害を下記の類型に分けて特許法101条に規定している。

#### (1) 専用品型間接侵害

特許法101条1号、4号において、「その物の生産（その方法の使用）にのみ用いる物」との客観的要件を満たす専用品であれば、間接侵害に該当し、主観的要件は問われない、という専用品型間接侵害が規定されている。

専用品の解釈に関しては、その物に他の用途があるというためには、単にその物を他の用途に使用し得るといふ程度の実験的又は一時的な使用の可能性があるだけでは足りず、社会通念上商業的・経済的・実用的と認められる用途を有していることが必要と説示する裁判例が多数存在する（注8）。

#### (2) 中用品型間接侵害

特許法101条2号、5号において、「その物の生産（その方法の使用）に用いる物（一般流通品除外）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき」（客観的要件）と、「その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら」（主観的要件）が必要となる中用品型間接侵害が規定されている。

「その発明による課題の解決に不可欠なもの」の意義に関し、立法者は、「請求項に記載された発明の構成要素（発明特定事項）とは異なる概念であるとした上で、発明の構成要素以外にも、それを用いることによりはじめて「発明が解決しようとする課題」が解決されるような部品、道具、原料等がこれに含まれるとする反面、請求項に記載された構成要素であっても、その発明が解決しようとする課題とは無関係に従来から必要とされていたものは含まれない」と説明している（注9）。

裁判例では、例えば、「プリント基板用治具に用いるクリップ事件」に関する東京地判平成16年4月23日判決、「二太郎事件」に関する知財高判平成17年9月30日控訴審判決は上記立法の趣旨を確認した裁判例である（注10）。

#### (3) 譲渡等又は輸出のための所持

特許法101条3号、6号では、「特許製品（特許方法により生産した製品）を業としての譲渡等又は輸出するための所持する行為」を侵害とみなすとして規定されている。この条項で規定される行為は、直接侵害を惹起する行為というより、直接侵害行為に直接結びつく予備的行為である。「間接的に直接侵害を惹起する間接侵害」とは異なるものではあるが、直接侵害行為を事前に差し止める必要があることを理由として、平成18年改正に

において、間接侵害行為に追加された。ここで規定する譲渡等又は輸出のための所持は、あくまで「特許製品又は特許方法により生産した製品」といった直接侵害品に限られ、間接侵害品の所持行為は対象外である（注1）。

直接侵害品を譲渡等又は輸出のための所持は、中国特許法第11条1項で規定する「生産経営の目的で特許製品（特許方法により直接得られた製品）を製造、使用、販売の申出、販売、輸入してはならない」のいずれの行為にも該当しない。そのため、中国では、特許侵害に該当しないと解される可能性が極めて高いと考えられる。中国国内の学者による当該所持行為に対する議論がなく、今日までの裁判実務においても、販売目的で特許侵害品を所持する販売業者を相手に、侵害訴訟を提起した案件は筆者の知っている限り、1件もない。そのため、以下は、主に日本特許法101条で規定する専用品型間接侵害及び中用品型間接侵害と対比しながら、中国における間接侵害の成立要件に絞って考察する。

日本では、間接侵害の成立要件に、被疑間接侵害品が専用品に該当しない中用品（一般流通品は除外される）の場合には、客観的要件「その発明による課題の解決に不可欠なもの」と主観的要件「その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら」両方が必要となり、被疑間接侵害品が専用品「その物の生産（その方法の使用）にのみ用いる物」に該当する場合には、客観的要件のみで主観的要件が必要ではない。

これに対し、中国では、特許法において間接侵害に関する規定がないため、本稿で取り上げた七つの裁判例で示された間接侵害の成立要件から考

察すると、裁判実務においては、特許間接侵害を日本のように専用品型間接侵害と中用品型間接侵害とに分けて論じていない。

間接侵害を認容した五つの裁判例のうち、裁判例1、6では、「他の用途がない専用品である要件」と発明による課題の解決に不可欠な核心的部品である要件」両方とも間接侵害成立の要件としており、裁判例2、4及び5では、「他の用途がない専用品である要件」を間接侵害成立の要件としているが、「発明による課題の解決に不可欠な核心的部品である要件」の要否については、基準が明確に示されていないかった。

一方、間接侵害を否定した二つの裁判例のうち、裁判例3では、被疑侵害品は「他の用途がない専用品である要件」と「発明による課題の解決に不可欠な核心的部品である要件」のいずれも満たしていないため、間接侵害が否定されている。又、裁判例7では、被疑侵害品は「他の用途がない専用品である要件」を満たしていないため、間接侵害が否定され、「発明による課題の解決に不可欠な核心的部品である要件」の要否まで判示されていなかった。

上記七つの裁判例から、中国の裁判実務において、間接侵害の客観的対象に関しては、他の用途がない専用品であることは必須であり、その専用品が発明による課題の解決に不可欠な核心的部品でなければならぬかについては、明確な基準がない。

現在、実務上唯一参考になる基準として、北京市高級人民法院が2001年9月29日に北京市第一、第二中級人民法院に実行を求めた「特許侵害判断の若干の問題に対する意見（試行）」（以下、「北京高院意見」と略称）がある（注2）。この「北

京高院意見」第74条では、「間接侵害の対象は専用品のみに限られ、汎用品ではない。ここでいう専用品とは、他人の製品の実施のみに用いる核心的部品又は方法特許の中間品であり、他人の特許技術（製品又は方法）の一部分の実施にあたり、決してその他の用途がないものである」と規定される。「北京高院意見」の規定に基づけば、間接侵害の客観的対象は、「他の用途がない専用品」及び「その専用品が核心的部品」をともに満たす必要がある。ただし、この「北京高院意見」はあくまで北京市高級人民法院が北京市にある下級審人民法院に実行を求めた一種の通達であって、法的拘束力がない。

## 2 主観的故意要件

主観的故意要件に関しては、上記間接侵害を否定した裁判例3、7では主観的故意の有無を判断するまでもなく、専用品非該当を理由に間接侵害を否定した。一方、他の間接侵害を認容した五つの裁判例では、主観的故意が間接侵害成立の要件であることが明確に判示されている。

間接侵害の成立には主観的故意が必要であることに関し、中国における裁判実務及び国内の学者らの意見が比較的一致している。他人に直接侵害行為を誘発する主観的故意があったかを認定する際に、その行為者は「①合法的特許の存在を知りながら、②その製品が特許の実施に用いる以外に他の実質的用途がないこと、③その製品の受領者が当該製品を特許の実施に用いることを知りながら」を証明できれば、主観的故意があると認定するのが通説である（注3）。上記①の証明については、登録になった特許は公告されるため、行為者は当該特許の存在を知っているはずとの過失推定が働

く。上記②の証明については、他の用途がない専用品である要件で担保されているため、実務上さらなる証明は不要である。結局、主観的故意があることの立証は主に上記③「行為者はその製品の受領者が当該製品を特許の実施に用いることを知りながら」を如何に証明するかというところになる。上記七つの裁判例のうち、間接侵害を認容した五つの裁判例においては、裁判例1では係争実用新案権になる職務発明者が退職後に被疑侵害品を実施したことから主観的故意の存在が推定され、裁判例6では間接侵害者が直接侵害者と同一であることから主観的故意があると推定された。一方、他の三つの裁判例では、全て、製品取扱書に特許の実施に関する説明があることから主観的故意があると認定された。

また、上記「北京高院意見」第76条では、「間接侵害者は、他人の特許権を直接に侵害することを主観的に誘導、扇動、教唆の意図がなければならぬ」と規定し、間接侵害の成立要件に主観的故意が必要であると明確に規定されている。

言い換えれば、中国における特許間接侵害の裁判実務においては、日本特許法101条で規定する専用品型間接侵害であっても、他人に直接侵害行為を誘発する主観的故意があることは必須要件である。これは日本の運用と異なっている。

### 3 直接侵害の存在が間接侵害成立の前提条件となるか

間接侵害の成立要件に直接侵害の存在を前提とするか否かは世界各国において議論されているテーマであり、直接侵害の存在を前提とする従属説と、前提としない独立説がある。

#### 1 従属説が原則

日本では、間接侵害を立法で「侵害とみなす」と規定していることから、特許法101条で規定される要件を充足すれば、間接侵害が成立する。この規定からみれば、日本は独立説を取っていると読み取れる。しかし、独立説或いは従属説を徹底すると現実の不都合が生じていることから、具体的事案においては、権利者と行為者の利益衡量に基づいて修正して適用されている<sup>(注15)</sup>。例えば、一眼レフ交換レンズ事件、製パン器事件判決<sup>(注15)</sup>では、直接実施が家庭内で行われ、「業として」の実施ではない場合であっても間接侵害の成立が肯定される一方、米国の顧客に製品を輸出販売する行為については直接実施が日本特許権の及ばない外国でされていることを理由に間接侵害の成立を否定している。つまり、日本では、独立説でも国内での「直接実施」そのものが存在しなければ、間接侵害が成立し得ないと言われている<sup>(注16)</sup>。

これに対し、中国では、特許間接侵害は民法通则130条で規定される共同侵害の法理が適用されているので、直接侵害の存在が間接侵害成立の前提となるのは必然な結論であり、学説上反対する意見が殆どない。

「北京高院意見」78条では、「間接侵害は、一般的には直接侵害が生じていることを前提とする。直接侵害行為が生じていない場合は間接侵害がない」と規定されている。当時北京市高級人民法院民三庭副庭長である程永順氏は「北京高院意見」の制定背景を説明する際に、「間接侵害行為自体は、特許権の侵害となっていない。直接侵害行為の有無と関係なく間接侵害行為の法的責任を追究することは、特許の一部的侵害を認めたと等しい。これは我が国の特許侵害判断における全面覆蓋原則

(オール・エレメント・ルール)に反する」と説明し、従属説が原則であることが明確にされている。

裁判実務においては、前記七つの裁判例のうち、裁判例3及び裁判例7では、直接侵害の存在が間接侵害成立の前提であると明言した上で、間接侵害を否定した。また、裁判例4では、他の業者に被疑間接侵害品である半製品を販売したことをもって直接侵害の存在が推定され、これを前提に、間接侵害を認容した。裁判例5では、他人による直接侵害を惹起させる間接侵害行為であると認定し、直接侵害の存在を前提に、間接侵害を認容した。そして、裁判例6は、直接侵害と間接侵害とは同一者による行為であり、且つ、直接侵害の成立を認定した上で間接侵害の判断を行っているため、直接侵害の存在が間接侵害成立の前提であると明示する必要のない事例である。即ち、七つの裁判例のうち、五つの裁判例は直接侵害の存在を前提とする従属説が採用されている。

つまり、直接侵害と間接侵害との関係について、中国では、学説上及び裁判実務においてともに従属説が原則とされている。

ただし、上記七つの裁判例のうち残された他の二つの裁判例では、従属説が修正されている。これは、日本の学説上独立説を通説としながら、裁判実務で独立説が修正されているとは対照的である。以下は、中国の裁判実務において、従属説をどのように修正して適用されているかについて、裁判例2及び裁判例1を通じて考察する。

#### 2 直接実施行為が法定非侵害に該当する場合

直接実施行為が法定非侵害に該当する場合、例えば、家庭内実施するなど「生産経営の目的」に該当しない場合や、中国特許法69条<sup>(注17)</sup>に規定す

る特許権の効力が及ばない状況に該当する場合、従属説を修正すべきかに関しては、学説上見解が分かれている。

一部の学者(注18)は、「特許間接侵害を認める制度は、特許の保護範囲が及ばない特許製品に独占的排他権を与えるのではなく、特許権者の合理的利益を保護するために存在する制度である。そのため、間接侵害の成立は直接侵害の存在を前提条件とすべきであり、例外的取り扱いを設けるべきではない」と主張している。

一方、程永順元裁判官をはじめとする一部の学者(注19)は、「我が国特許法11条1項では「生産経営目的」を特許侵害の成立要件としている。そのため、生産経営目的でない消費者は特許製品を購入し使用しても、特許侵害にならない。また、直接実施行為が特許法69条に規定する特許の効力が及ばない行為に該当する場合は、直接侵害が成立しない。特許間接侵害を認める制度は、特許権者の権利行使を利用しやすいようにするためではなく、現行特許法の法的枠組み内に保護が図れない特許権の保護を与えるための制度である。そのため、間接侵害の成立は、直接侵害の存在が前提とする従属説を原則とするが、事案に応じて修正されるべき」と提唱している。

「北京高院意見」79条では、「直接実施行為が法によって追及されないか又は特許権の侵害とみなさない状況が生じた場合、間接侵害者の侵害責任を直接的に追及することができる」と定めており、従属説の修正が反映されている。

前記七つの裁判例のうち、裁判例2は、「その直接実施行為は生産経営の目的で特許方法を使用しただけでもないため、法律の規定に基づけば侵害とならない。被告は原告に明らかに損害をもたら

したため、間接侵害の責任を負うべき」と認定し、従属説を修正した裁判例である。

つまり、中国では、従属説を原則としながらも、直接実施行為が法定非侵害に該当する場合は、従属説が修正され、日本の独立説を原則とする一眼レフ交換レンズ事件と同様な間接侵害を認容する判決が出されると考えられる。

### 3 直接実施行為が海外で行われる場合

直接実施行為が海外で行われる場合、従属説を修正すべきかに関し、学説上否定説が支配的である(注20)。その理由は、下記の通りである。

(1) 知的財産権の属地主義から、特許を中国において取得しているが、海外で取得していない場合は、海外において特許の直接侵害が存在し得ない。しかるに、直接侵害を教唆、扇動、誘導する間接侵害行為も存在し得ない。

(2) 世界各国の立法からみても、海外での組み立て行為が本国で行えば特許を侵害するものであるとき、侵害の責任を負う旨を規定する国は、米国だけである(米国特許法271条(f))。

(3) 中国の国情からすれば、中国が世界の工場役割を果たして大量の製品又は部品を海外に輸出している。その輸出される製品又は部品は海外で特許侵害のみに用いる可能性が十分あり、米国特許法271条(f)の規定を中国に導入することになると、国内企業の生産活動に大きな弊害をもたらすことになりかねない。

しかし、裁判実務においては、裁判例1では、直接実施行為が中国大陸法域外の台湾で行われているにも拘わらず、間接侵害を認容する判決が下

された。また、「北京高院意見」第80条では「中国の法律によって認定された直接侵害が外国で発生しているか又は発生する可能性がある場合、間接侵害者の侵害責任を追及することができる」と規定されている。

ただし、裁判例1があるから、直ちに中国における裁判実務においては、直接実施行為が海外で行われる場合には従属説が修正されて運用されている、と切り切れない部分がある。なぜならば、台湾は中国大陸の立場からみると外国として扱われていない面があり、裁判例1はこの台湾と中国大陸間の政治的關係にも影響され出された裁判例ではないかと考えられる。直接実施行為が海外で行われる場合、従属説を修正すべきかに関し、中国が世界の工場役割を当面の間果たすことに鑑みると、筆者は上記学説上の否定説の観点に賛同する。つまり、直接実施行為が中国法の効力が及ばない外国で行われた場合には、従属説を適用して間接侵害を認めないのが原則にすべきと考える。

### 4 間接侵害者のみを被告とする訴訟の当事者適格

特許間接侵害行為は、他人にその特許の実施を教唆、扇動、誘導するところが本質であり、共同侵害に属するが、一般的に言われている通常の共同侵害にない特殊性が存在する。

例えば、訴訟手続き上、通常の共同侵害の場合、共同侵害に基づき提起する訴訟は必要的共同訴訟に属する。原告は直接侵害者、教唆又は幫助した者のうちの一部の侵害者のみを被告として提訴した場合、人民法院は民事訴訟法に基づき、職権により他の共同侵害者を共同被告として追加しなければならぬ。

一方、特許間接侵害の場合、共同侵害法理に基づけば、間接侵害を根拠に訴訟を提起する場合、直接侵害者と間接侵害者とを共同被告とするのが望まれる。しかし、実務においては、直接侵害者が多数存在する場合や直接実施行為が法定非侵害に該当する場合があるため、直接侵害者と間接侵害者とを共同被告とすることは現実に不可能の場合がある。

間接侵害者のみを被告とする訴訟を受理すべきか否かに関し、人民法院は特許間接侵害の特殊性を配慮しながら、これまで訴訟を受理してきたが、法的根拠を欠いたままでの運用であった。この問題は、2010年7月1日より施行された権利侵害責任法<sup>（注2）</sup>の新設に伴い、ようやく解決された。権利侵害責任法13条では「法律において連帯責任を負うことが規定されている場合、侵害を被った者は、一部又は全ての連帯責任者に対して責任を負うことを請求する権利を有する」との規定が制定された。これをもって、人民法院は、間接侵害者のみを被告とする訴訟を受理できるようになり、法的根拠を欠いたままでの運用という苦しい立場からようやく開放された。

## V おわりに

中国における特許間接侵害者への責任追及は、第II節で述べたように、民法通則130条で規定される共同侵害の法理が法的根拠となっている。特許法に間接侵害に関する規定が設けられていないため、共同侵害の法理を特許間接侵害案件に適用する際に、間接侵害の対象及び成立要件の運用

基準にばらつきが生じている。

間接侵害の対象を日本のように専用品型と中用品型とに類型化して論じていないため、裁判実務においては、間接侵害の対象を他の用途がない専用品であることを要件としつつ、その専用品が発明による課題の解決に不可欠な核心的部品でなければならぬかについては、明確な基準がない。また、間接侵害の対象を専用品に限っても、日本の運用とは異なり、他人に直接侵害行為を誘発する主観的故意があることは必須要件とされている。さらに、間接侵害の成立は直接侵害の存在を前提とする所謂従属説を原則としているが、その直接実施行為が法定非侵害に該当する場合や海外で行われる場合には、従属説が修正されるべきか否かに関し、特に、直接実施行為が海外で行われる場合には、従属説が修正されるべきかについては、明確な基準がない。

裁判基準にばらつきがある状況を続けると、法的安定性及び予見可能性が損なわれることになる。間接侵害を特許法で規定しないことが直ちにTRIPS協定に規定される保護基準に違反することにはならないが、間接侵害が中国の裁判実務においてすでに認められている以上、早急にその裁判基準を立法で明確にすべきである。法的要件を明確に規定することによって、特許権者の保護だけではなく、間接侵害の成立要件が不当に拡大解釈されることを防ぐ効果も期待できる。

しかしながら、中国の立法機関は「特許の間接侵害は特許権者の利益と公衆利益との間のとても敏感なグレーゾーンに入っており、当該制度の制定に少しでも不適切があれば、公衆の従来技術を使用する自由を奪うことになる。また、特許間接侵害行為に対し、民法通則に規定される共同侵害

の規定に基づいて救済を求めることができるため、現時点では、特許法に間接侵害の規定を設けることは時期尚早」という理由で、特許法への間接侵害規定の導入を先送りしている。

このような状況の中、間接侵害の対象及び成立要件を如何に民法通則130条で規定される共同侵害の法的枠組み内で明確に規定するかが当面検討しなければならぬ課題である。筆者は、中国司法制度の特徴とも言われている司法解釈を通じて、民法通則130条で規定される共同侵害の法的要件を特許間接侵害の裁判に援用する際に従うべき基準を明確に定めるべきと考えている。間接侵害に関する基準の明確化は中国の特許権侵害訴訟において改善すべき課題の中で、一番緊急性のある課題であり、早急な対応が期待されたい。

- 注1 日本から中国への特許出願件数は2005年頃から年間3.8万件前後推移している。外国から中国への特許出願のうち、日本からの出願件数は特許法施行当初から現在（2010年）に至るまで第一位の座を維持してきた。
- 注2 尹新天 著 特許権の保護（第2版） 知識産権出版社 2005年4月出版  
特許権侵害行為の認定 第五節 間接侵害 509頁
- 注3 民法通則は、日本の民法に相当する法律である。民法通則は中国改革開放の実施に伴い、1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議にて採択され、1987年1月1日より施行された法律である。1980年代当時司法制度が導入されたばかりで、多くの制度は模索中であるため、立法は「細かくよりは粗く」、「成熟したものから一つずつ制定する」という考え方に支配されていた。そのため、当時制定された民法通則は全部で156条しかなく、原則のみが規定され、具体性が欠けていた。民法通則の施行にあたって、多くの問題が生じていた。最高人民法院は、翌年の1988年1月26日に「中華人民共和民法通則を徹底的に実行することに関する若干問題の意見」を頒布し、人民法院が具体的な民事紛争を処理する際に如何に「民法通則」を適用するかについて司法解釈を行なった。この司法解釈は各審級の人民法院の裁判に法的拘束力を有する。
- 注4 民法通則134条  
民事責任を負う主な形態は、下記通りである。  
（一）侵害の差止  
（二）妨害の排除  
（三）危険の取除  
（四）財産の返還  
（五）原状の回復  
（六）修理、作り直し、入れ替え  
（七）損害の賠償  
（八）違約金の支払い  
（九）影響を取除き、名誉回復  
（十）謝罪  
上記民事責任を負う方式は、単独適用又は併用適用どちらも可能である。  
人民法院は民事案件を審理する際に、上記規定を適用する以外に、訓誡、反省を改め、違法行為によって得られた財物及び所得を取り上げ、且つ、法律規定に従い罰金、留置を下すことができる。
- 注5 「特許法」及び「特許法実施細則」に関する第三次法改正の特定テーマに関する研究レポート（下巻）  
「特許間接侵害について」 研究プロジェクト担当 清華大学法学院 王兵等 1721-1722頁  
観点一 中国社会科学院 李順徳研究員 インタビュー記録（2005年12月27日）  
北京大学知的財産学院 陳美章教授 インタビュー記録（2005年1月19日）  
観点二 北京市第1中級人民法院 張広良裁判官 インタビュー記録（2006年1月18日）  
観点三 北京大学知的財産学院 鄭勝利教授 インタビュー記録（2006年1月11日）  
国家知識産権局条法司 編 知識産権出版社 2006年4月
- 注6 「特許法」及び「特許法実施細則」に関する第三次法改正の特定テーマに関する研究レポート（下巻）  
（1）「特許間接侵害について」  
研究プロジェクト担当 西南政法大学 張玉敏等 1595-1646頁  
（2）「特許間接侵害に関する問題について」  
研究プロジェクト担当 北京務実知識産権発展センター 程永順等 1647-1684頁  
（3）「特許間接侵害について」  
研究プロジェクト担当 清華大学法学院 王兵等 1689-1728頁  
国家知識産権局条法司 編 知識産権出版社 2006年4月
- 注7 複数の者が分業して特許製品（方法）を実施した2件の裁判例  
（8）広州市中級人民法院が下した特許権共同侵害を容認した裁判例  
（2002）穗中法民四初字第23号民事判決  
原告：株式会社細川洋行、ZL87106409.X号発明特許権の権利者  
被告1：東莞市金桂食品工業有限公司  
被告2：南海市利達印刷包装有限公司  
被告3：南海市三富食品飲料有限公司  
係争発明特許権は液体充填容器に係るものである。  
被疑侵害品は液体充填容器本体に向けて延伸するパイプを有する製品であり、発明特許権の液体充填容器の全ての構成要件を充足している。被疑侵害品には、被告1の名称及び商標が印刷されている。被告2は、被告1の委託を受けて、液体充填容器の本体を製造し、被告3に提供した。被告3は、液体充填容器本体にパイプを取り付け、完成品を製造した。  
人民法院は、3被告らは共同で侵害責任を負わなければならないとの判決を下した。  
（9）南京市中級人民法院が下した間接侵害を容認した裁判例  
（判決番号は不明、年代は2004年と推定）  
係争発明特許権は「高圧電器用アルカリフリー、ろうフリーガラス繊維絶縁帯の制作方法」に係るものである。  
第一審法院は、「両被告らは特許発明の方法の前後二つのステップをそれぞれ実施し、それぞれのステップを実施することが発明方法を侵害しないが、両被告らは共同侵害をしようとする故意がある。それぞれのステップを実施することは法律の規定を回避するためであり、両被告の行為はお互いに便宜を提供する間接侵害行為に該当する」と認定し、間接侵害を容認する判決を下した。  
第二審では、被告らの公知技術の抗弁が成立と認定され、侵害を否認する判決が下された。
- 注8 （1）大阪地判昭和54・2・16 無体集11巻1号48頁（装飾化粧板の壁面接着施工法事件）  
（2）東京地判昭和56・2・25 無体集13巻1号139頁（一眼レフ交換レンズ事件）  
（3）東京地判平6・7・29 判タ871号281頁及びその控訴審  
東京高判平7・5・18知財集27巻2号332頁（混水精米法事件）  
（4）大阪地判平成12・10・24 判タ1081号241頁（製パン器事件）
- 注9 特許庁総務部総務課制度改正審議室編「平成14年改正、産業財産権法の解説」27頁  
発明協会（2002年）

- 注10 新・注解 特許法「下巻」  
第4章 特許権、第2節 権利侵害 § 101（侵害とみなす行為）1490-1492頁  
中山信弘 小泉直樹 編 青林書院2011年4月初版
- 注11 「間接侵害を取り巻く日本の現状」  
山口健司 弁護士 青和特許法律事務所 2009年9月28日資料
- 注12 司法機関による法律解釈権については、「人民法院組織法」33条により最高人民法院と最高人民検察院のみにあり、最高人民法院及び最高人民検察院の法律解釈は司法解釈と称され、中国法体系の一部を構成するものとされている。これに対し、北京市高級人民法院によるこの「北京高院意見」は「人民法院組織法」に根拠を有するものではなく、中国法体系の一部を成すと位置づけることはできない。しかし、北京市高級人民法院は殆どの特許事件（審決取消訴訟と特許権侵害訴訟）の終審判決を下す審級にある法院であり、特許事件の審理に与える事実上の影響力はきわめて大きい。「北京高院意見」は、北京市高級人民法院知的財産法廷の裁判官らが10年以上の裁判経験を基に作り上げた「訴訟経験を纏めた通説的なもの」であり、中国の特許権侵害訴訟の裁判実務を検討する際に、この「北京高院意見」を無視することができない存在である。
- 注13 前掲（注6）  
「特許間接侵害について」 研究プロジェクト担当 西南政法大学 張玉敏等 1637頁
- 注14 前掲（注10）  
第4章 特許権、第2節 権利侵害 § 101（侵害とみなす行為）1477頁
- 注15 一眼レフ交換レンズ事件—東京地判昭和56年2月25日判決  
製パン器事件—大阪地判平成12年10月24日判決
- 注16 竹田和彦 著 特許の知識【第8版】 ダイヤモンド社出版  
3 みなし侵害（いわゆる間接侵害） 373頁
- 注17 中国特許法69条（特許権の効力が及ばない状況）  
次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、特許権の侵害とみなさない。  
(1) 特許製品又は特許方法により直接得られた製品を特許権者またはその許可を得た機関又は組織又は個人が販売した後に、その製品を使用、販売の申出、販売、輸入する場合。  
(2) 特許出願日前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し又はすでに製造、使用のために必要な準備をし、かつ従前の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。  
(3) 一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段において、その属する国と中国が締結した協定、又は両国が共に加盟している国際条約、又は相互主義の原則に従い、その輸送手段自体の必要上その装置及び設備に関係する特許を実施する場合。  
(4) 科学研究及び実験のためにのみ関係特許を実施する場合。  
(5) 行政認可のための情報を提供するために、特許薬品又は特許医療器機を製造、使用、輸入する場合、及び専らその提供のために特許薬品又は特許医療器機を製造、輸入する場合。
- 注18 前掲（注6）  
「特許間接侵害について」 研究プロジェクト担当 西南政法大学 張玉敏等 1627-1630頁
- 注19 前掲（注6）  
「特許間接侵害に関する問題について」  
研究プロジェクト担当 北京務実知識産権発展センター 程永順等 1680-1684頁
- 注20 前掲（注6）  
「特許間接侵害について」研究プロジェクト担当 西南政法大学 張玉敏等 1632-1633頁
- 注21 権利侵害責任法は、2009年12月26日第十一期全国人民代表大会常務委員会第12回会議にて採択され、2010年7月1日より施行された。

